

**メヌマ工場における放射性同位元素密封線源を内蔵した  
イオン化式スポット型煙感知器の誤廃棄に関してのお詫び**

平成29年度下期の除却作業において、イオン化式スポット型煙感知器（以下煙感知器）は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律をはじめとする規制に則って廃棄処理しなければならないところを、一般産業廃棄物と混在して誤廃棄した件につきまして、下記の通り報告いたします。

本件におきましては、お客様ならびに関係各位にご心配、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今後全社を挙げて再発防止に努めてまいります。

記

1. 廃棄物

核種：煙感知器の煙検出部に密封されたアメリシウム241

数量：煙感知器1台あたり170.2kBq、107個

2. 経緯

3月30日（金）	平成29年度下期決算棚卸の除却に伴い、以下の煙感知器当該品を含む廃棄物を産業廃棄物処理事業者に引き渡す。 該当品：FDS511型煙感知器 34個 FDS523型煙感知器 107個
4月4日（水）	除却に関する最終報告時に上記当該品が除却リストに入っている事を確認。
4月6日（金）	産業廃棄物処理事業者に確認したところ、最終埋立処理済である旨の回答。当社の放射線取扱主任者から原子力規制庁へ第一報を報告。
4月9日（月）	原子力規制庁より現場確認を行うよう指示。
4月10日（火） ～ 4月16日（月）	産業廃棄物処理事業者の中間処理施設に当社担当者が立ち入り捜索を行ったところ、該当品のうち処理前のFDS511型煙感知器（34個）を回収。 原子力規制庁と連絡をとりながら、中間処理施設ならびに最終処分場での現場確認を実施。中間処理施設や運搬時ならびに最終処分場での周囲環境への影響はなく、作業員の有意な汚染や被ばくもないと評価。
4月18日（水）	原子力規制庁に現場確認結果を報告。
4月27日（金）	原子力規制庁より「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」第19条（廃棄の基準等）第2項に違反している可能性がある内容で発表する旨の見解をいただく。

3. 原因と再発防止対策

本件は人為的ミスにより発生したものであり、廃棄処分に関する手順マニュアルを精査/整備するとともに、社員への再教育を徹底いたします。

以上

お問い合わせ先  
能美防災株式会社 広報室  
室長 関口浩幸、担当 塩見裕  
電話：03-3265-0230（広報室直通）